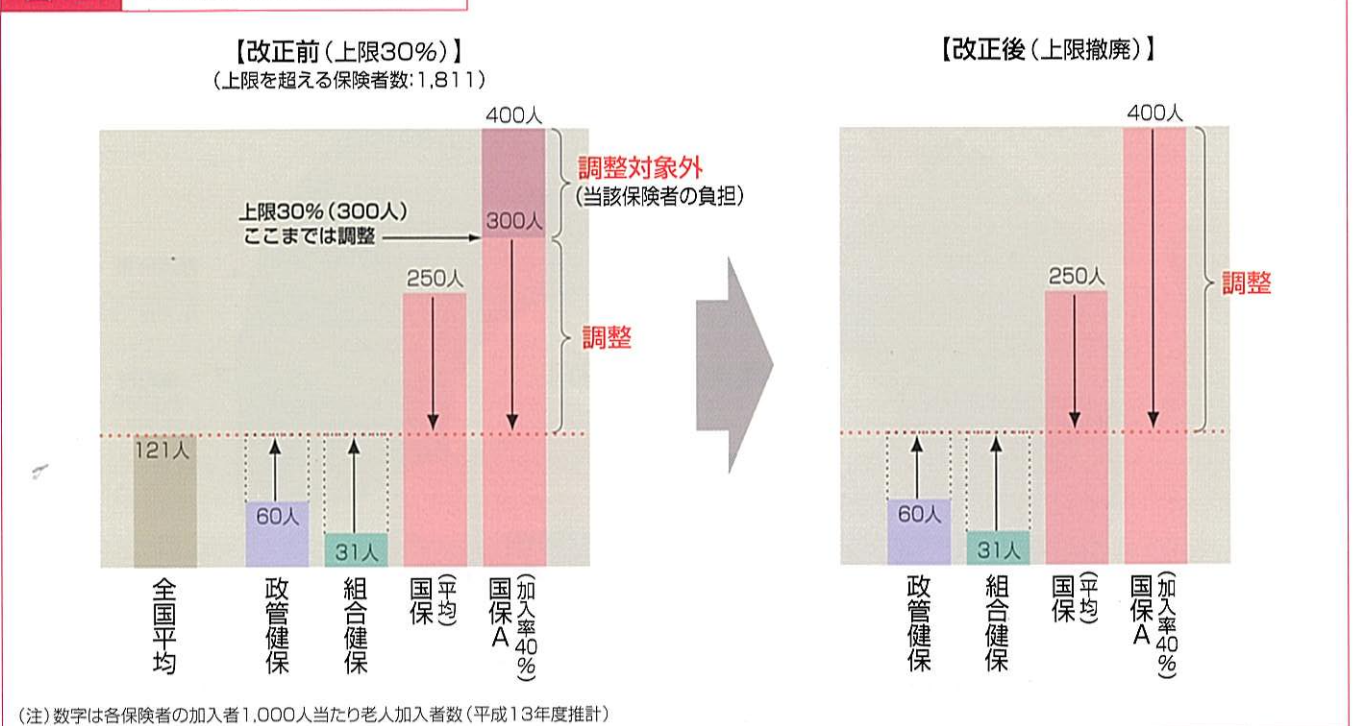


2 平成14年度老人保健制度改正

老人保健法等の改正により、国保関係者が長年要望してきた老人医療費拠出金算定における老人加入率上限の撤廃、退職者に係る負担の見直し並びに高齢者の定率負担の徹底が図られました。一方で、老人医療の対象年齢が70歳から75歳へと段階的（毎年1歳づつ）に引き上げられることになりました。

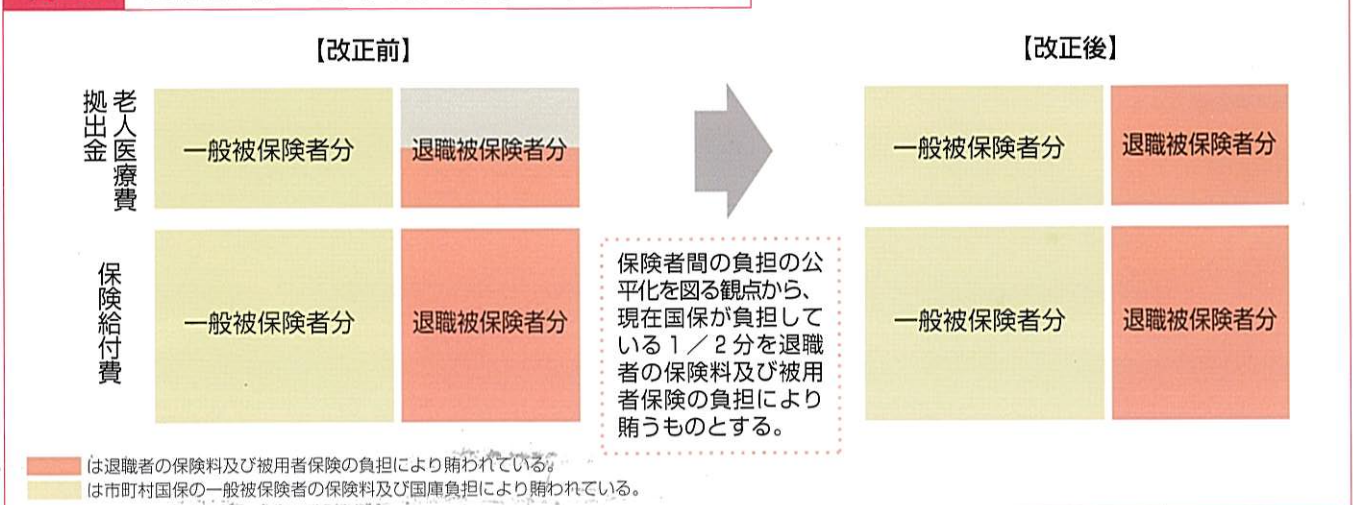
- 老人医療費拠出金の算定に係る老人加入率上限（改正前30%）が撤廃されました。

図19 老人加入率上限の見直し



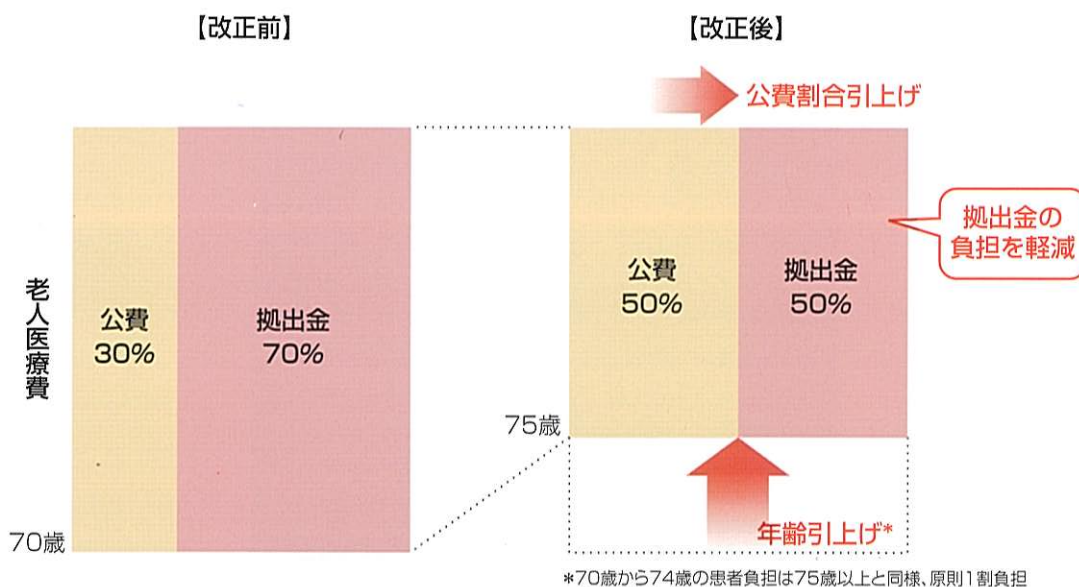
- 退職者に係る老人医療費拠出金は、退職者医療制度において全額負担されることとなりました。

図20 退職者に係る老人医療費拠出金の負担の見直し



- 老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に5年間で段階的に引き上げられることとなりました。また、老人医療の公費負担も3割から5割に5年間で段階的に引き上げられることとなりました。

図21 老人医療の対象年齢及び公費負担割合の引き上げ



老人医療の対象年齢の引き上げ

昭和7年10月1日以降に生まれた方は75歳になるまで老人医療の対象者にはなりません

老人保健制度は老人医療費を全国民で公平に負担することを基本としていることから、老人医療の対象年齢の引き上げは、全国民で負担する老人医療費が減る（70歳以上の者の医療費→75歳以上の者の医療費）ことになり、高齢者の多い国保の負担が増えることに繋がります

公費負担割合の引上げ

実施年月	平成14年10月～	平成15年10月～	平成16年10月～	平成17年10月～	平成18年10月～
公費負担割合	34%	38%	42%	46%	50%